

○小郡市自転車等の放置防止に関する条例施行規則

平成26年6月30日

規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、小郡市自転車等の放置防止に関する条例（平成26年小郡市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(駐輪指導員証)

第2条 市長は、条例第7条に規定する駐輪指導員に対し、駐輪指導員証（様式第1号）を交付するものとする。

2 駐輪指導員は、駐輪指導にあたる時は、駐輪指導員証を携帯しなければならない。

3 条例第7条による配置を解かれた者は、駐輪指導員証を市長に返還しなければならない。

(放置禁止区域標識等の設置)

第3条 条例第8条第3項の規定により設置する標識は、放置禁止区域標識（様式第2号）及び放置禁止区域図とする。

(移動の指導等)

第4条 市長は、条例第11条第1項に規定する指導を行うときは、口頭又は警告書（様式第3号）の自転車等への取り付け等により行うものとする。

2 市長は、条例第11条第2項の規定により撤去保管した自転車等について、防犯登録等により所有者が明らかになったときは、速やかに当該所有者へ返還通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(放置自転車等の撤去に伴う措置)

第5条 市長は、条例第11条第2項の規定により、必要な措置を講じたときは、賠償の責めを負わないものとする。

(自転車等保管台帳への記載)

第6条 市長は、条例第11条第2項の規定により撤去した自転車等を自転車等保管台帳（様式第5号）に記載するものとする。

(告示事項等)

第7条 市長が条例第12条第1項の規定により告示する事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 自転車等の種別又は型式

- (2) 車体に記載されている住所、氏名等又は車体番号等
- (3) 保管した自転車等が放置されていた場所
- (4) 保管を始めた年月日及び保管場所
- (5) 返還期間並びに返還手続の時間及び場所
- (6) 返還を受けるための必要な事項
- (7) その他必要と認められる事項

2 市長が前項の規定により告示する期間は、告示をした日の翌日から起算して7日とする。

(自転車等の返還手続)

第8条 市長は、保管した自転車等を利用者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該自転車等の返還を受けるべき利用者等であることを証明させ、かつ、自転車等受領書（様式第6号）と引換えに返還するものとする。

2 前項の規定により自転車等の返還をする場合は、条例第13条の規定に基づき自転車等の撤去保管等に要した費用を利用者等から徴収するものとする。

(処分)

第9条 市長は、条例第12条第2項に規定する処分は、告示日から6月経過後に行うものとする。ただし、ハンドル、サドル、ペダル、リム、タイヤその他の自転車使用上その主な構造部分である部品が破損又は亡失しており、外観上使用することができないと容易に認められる自転車等はこの限りではない。

(免除)

第10条 条例第13条第3項に規定する盗難その他特別な理由とは、次の各号に規定するものとする。

- (1) 盗難届が提出されているもの。
- (2) 事故等により、移動が困難なもの。
- (3) その他市長が特に移動が困難と認めたもの。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成26年7月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

第	号
駐輪指導員証	
氏名	
上記の者は、小郡市駐輪指導員であることを証明する	
年 月 日	
小郡市長	
⑨	

様式第2号（第3条関係）



- ・文字（放置禁止は赤）、縁線及び枠内の地は、青
- ・斜めの帯及び枠は、赤
- ・記号及び地は、白

様式第3号（第4条関係）

警 告 書

ここは、自転車等放置禁止区域内です。

自転車等を放置することはできませんので、速やかに移動してください。

このまま自転車等が放置されているときは、小郡市自転車等の放置防止に関する条例第11条第2項の規定に基づき、撤去します。

撤去された場合は、返還時に撤去保管の費用として手数料の支払いが必要になります。

○手数料 自転車 1,080円  
原動機付自転車 1,620円 } (消費税及び地方消費税を含む)

車体番号等	
-------	--

年 月 日

連絡先 小郡市小郡255番地1  
小郡市 部 課 係  
電話番号0942-72-2111内線 番

様式第4号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

小郡市長

返還通知書

あなたの所有と思われる自転車等を小郡市自転車等の放置防止に関する条例第11条の規定に基づき、市が撤去保管しています。

返還を希望の方は、年 月 日から 年 月 日の間に、  
課あて連絡をお願いします。

返還の際は、本人確認ができるもの（運転免許証等）、印鑑（認印で可）、手数料が必要になります。

○手数料 自転車 1,080円  
原動機付自転車 1,620円

なお、月 日までに連絡がない場合には、同条例第12条第2項の規定に基づき、本市で処分を行います。

様式第5号（第6条関係）

自転車等保管台帳

番号	種別・型式 車体番号等	車体に記載の住 所・氏名等	放置場 所	保管開始 年月日	処理年月日	備考
	(自転車・原付)			年 月 日	(返還・処分) 年 月 日	
	(自転車・原付)			年 月 日	(返還・処分) 年 月 日	
	(自転車・原付)			年 月 日	(返還・処分) 年 月 日	
	(自転車・原付)			年 月 日	(返還・処分) 年 月 日	
	(自転車・原付)			年 月 日	(返還・処分) 年 月 日	
	(自転車・原付)			年 月 日	(返還・処分) 年 月 日	
	(自転車・原付)			年 月 日	(返還・処分) 年 月 日	
	(自転車・原付)			年 月 日	(返還・処分) 年 月 日	
	(自転車・原付)			年 月 日	(返還・処分) 年 月 日	
	(自転車・原付)			年 月 日	(返還・処分) 年 月 日	

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

小郡市長 殿

住所  
氏名  
電話

自転車等受領書

下記の自転車等について受領いたしました。  
なお、引き渡しにあたっては、手数料を納入いたします。

記

1. 種別

原動機付自転車 ・ 自転車

2. 車体番号

3. 標識番号または防犯登録番号

